

運輸安全マネジメント制度の軸である「安全管理規程に係るガイドライン」14項目についてシリーズで紹介しています。今回は「内部監査」をテーマに、I.内部監査の対象や項目、II.内部監査の流れ・手順、III.運行管理者としての関わり方について、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介 主任研究員に解説してもらいます。

安全管理規程に係るガイドラインの14項目(①～⑭)ほか

序 論	・運輸安全マネジメント制度の概要 ・運輸安全マネジメント制度による成果 等	⑧重大な事故等への対応	・重大事故等への対応手順 ・対応訓練の実施 等
①経営トップの責務	・関係法令等の遵守と安全最優先の原則の徹底 ・輸送の安全に必要な人員や設備等の確保 等	⑨関係法令等の遵守の確保	・関連する法令 ・法令遵守状況の確認 等
②安全方針	・安全方針の策定 ・安全方針の周知 等	⑩安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	・管理者、従業員への教育 ・教育の有効性、効果把握 等
③安全重点施策	・輸送の安全確保に関する目標 ・目標を達成するために必要な取組計画 等	⑪内部監査	・監査計画の策定 ・内部監査要員の教育、訓練 等
④安全統括管理者の責務	・安全管理体制の構築及び取り組みの立案 ・実施・安全重点施策の進捗管理 等	⑫マネジメントレビューと継続的改善	・マネジメントレビュー実施体制、方法の確立 ・継続的な改善事例 等
⑤要員の責任・権限	・責任・権限に関する明確化の事例 等	⑬文書の作成及び管理	・文書管理のポイント、手順 ・関係法令等により義務付けられている文書 等
⑥情報伝達及びコミュニケーションの確保	・縦断的、横断的な情報の共有 ・外部に対する情報の公表 等	⑭記録の作成及び維持	・記録作成のポイント ・関係法令等により義務付けられている記録 等
⑦事故、ヒヤリハット情報の収集・活用	・事故、ヒヤリハットの収集 ・収集した事故、ヒヤリハットの活用 等	まとめ	・安全文化の構築 ・運輸安全マネジメントの定着に向けて 等

出典：国土交通省「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」(平成29年7月)より東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

I. 「適合性」と「有効性」で確認して、見直し・改善

はじめに、内部監査の対象範囲や確認する項目をみてみましょう。安全管理規程に係るガイドライン(以下、ガイドライン)では、内部監査の対象範囲を「安全管理体制全般」とし「経営トップ」、「安全統括管理者」等および、必要に応じて「現業実施部門」に対して行うと示されています。

また確認する項目では、監査を受ける部門(被監査部門)の取り組みをガイドラインと照らし合わせ、その部門と関連が強い項目を中心に監査を実施します。例えば、「経営トップ」や「安全統括管理者」であれば、ガイドライン(上記表)の「①経営トップの責務」や「④安全統括管理者の責務」の遂行状況を確認します。「経営

管理部門」がヒヤリ・ハットのとりまとめを実施しているのであれば、「⑦事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用」に沿って、取り組み状況を確認します。

内部監査において課題や問題点を明らかにするうえで重要な視点が、「適合性の確認」と「有効性の確認」です。「適合性の確認」とは、安全管理に関する取り組みがルール通りに実施されているかを確認することを指し、「有効性の確認」とは、取り組みが安全につながっているか、改善につながっているかを確認することを指します。この2つの視点で自らの取り組みをチェックし、課題や問題点を明らかにして見直し・改善につなげましょう。

※内部監査の詳細は、国土交通省 大臣官房 運輸安全監理官「安全管理体制に係る「内部監査」の理解を深めるために」をご参照ください。

II. 内部監査を振り返ることで有効性が向上

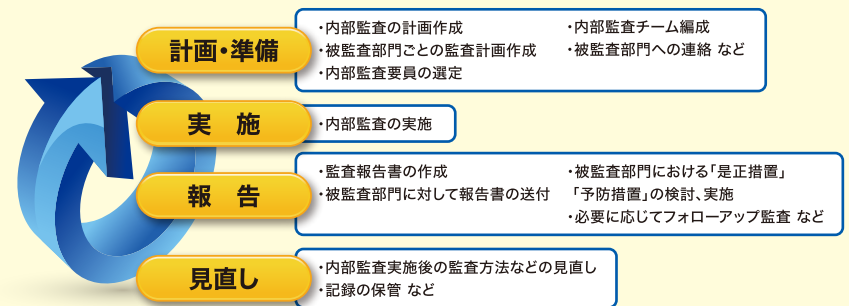
内部監査は、安全管理体制に係るPDCAサイクルの「CHECK」部分に該当しています。内部監査の結果、明らかになった課題・問題点に対して原因を究明し、是正措置(明らかとなった課題を是正する措置)・予防措置(潜在的な課題の発生を予防する措置)を検討・実施することで、安全管理体制の改善を図ることができ

ます。

一方、内部監査自体で重要なのは「監査方法の見直し・改善」です。内部監査が被監査部門にとって有益だったかについて検証を行い、内部監査の有効性を向上させましょう。内部監査も、安全管理体制と同様に振り返ることで見直し・改善できます。

内部監査を振り返ることで有効性が向上!

一般的な内部監査の手順・流れ



出典：国土交通省 大臣官房 運輸安全監理官「安全管理体制に係る「内部監査」の理解を深めるために」より東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

III. 内部監査では現状を直視することが安全向上の近道

最後に、運行管理者としてどのように関わればよいのでしょうか？

内部監査の目的は「安全性の向上」であり、運行管理者はその必要性・重要性を事業者内に十分周知しましょう。被監査部門からすれば、内部監査を「あら探し」と捉えることがあり、事実を隠したり事実とは異なることを示したりする可能性があります。しかし

このような場合、自社の安全に関するリスクを正しく認識することができないため、経営の方向性を見誤る恐れがあります。

定期的に自らの取り組みを振り返る場として、ありのままの現状を示してもらい、改善していくことが重要です。課題が見いだされても、責任追及ではなく原因究明の姿勢で臨みましょう。

進藤恵介 (しんどう けいすけ)

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 自動車リスク本部 主任研究員。
 保有資格：日本交通心理学会認定 交通心理士、運行管理者(貨物) 旅客・貨物運送事業者を中心に、交通事故削減コンサルティングに従事、運行管理者向けマネジメントスキル向上研修を多数実施。